

## 騒音規制法、振動規制法、静岡県生活環境の保全等に関する条例について

### 騒音

1.1 騒音規制法により、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域

区域			
第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 市街化調整区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	工業地域
備考 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域は都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条の規定により定められた地域をいい、市街化調整区域は同法第7条の規定により定められた区域をいう。			

1.2 規制基準 (単位 デシベル)

区域の区分	朝 (午前6時～ 午前8時)	昼間 (午前8時～ 午後6時)	夕 (午後6時～ 午後10時)	夜間 (午後10時～ 午前6時)
第1種区域	45	50	45	40
第2種区域	50	55	50	45
第3種区域	60	65	60	55
第4種区域	65	70	65	60

1.3 静岡県生活環境の保全等に関する条例により、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域

区域			
第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 <u>田園住宅地域</u> 及び知事がこれに <u>準ずる地域と認めて指定する地域</u>	<u>第1種区域、第3種区域及び第4種区域以外の区域</u>	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに知事がこれらに <u>準ずる地域と認めて指定する地域並びに工業港区以外の分区(用途地域内の区域を除く。)</u>	工業地域及び <u>工業専用地域並びに知事がこれらに準ずる地域と認めて指定する地域並びに工業港区(用途地域内の区域を除く。)</u>
備考 この表において、用途地域、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住宅地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定により定められたそれぞれの地域を、分区及び工業港区とは港湾法(昭和25年法律第218号)第39条第1項の規定により定められたそれぞれの区域をいう。			

※騒音規制法が規制していない下線を引いた工業専用地域、都市計画区域外等の地域(海上も含む。)について規制しています。

1.4 規制基準

1.2 と同じ基準

**振動**

2.1 振動の規制区域及び規制基準（単位 デシベル）

区域の区分			規制基準	
種別		該当区域	昼間 (午前8時～ 午後8時)	夜間 (午後8時～ 午前8時)
第1種 区域	1	騒音規制法に基づく第1種区域	60	55
	2	騒音規制法に基づく第2種区域	65	55
第2種 区域	1	騒音規制法に基づく第3種区域	70	60
	2	騒音規制法に基づく第4種区域	70	65

2.2 静岡県生活環境の保全等に関する条例により、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する振動について規制する地域（**騒音** 1.3と同じ地域）

区域			
第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 <u>田園住宅地域及び知事がこれに準ずる地域と認めて指定する地域</u>	<u>第1種区域、第3種区域及び第4種区域以外の区域</u>	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに <u>知事がこれらに準ずる地域と認めて指定する地域並びに工業港区以外の分区（用途地域内の区域を除く。）</u>	工業地域及び <u>工業専用地域並びに知事がこれらに準ずる地域と認めて指定する地域並びに工業港区（用途地域内の区域を除く。）</u>
備考 この表において、用途地域、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住宅地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められたそれぞれの地域を、分区及び工業港区とは港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により定められたそれぞれの区域をいう。			

※振動規制法が規制していない下線を引いた工業専用地域、都市計画区域外等の地域（海上も含む。）について規制しています。

2.3 規制基準

2.1と同じ基準